

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第2回）議事録

■日時 平成30年5月16日（水）午後3時32分～午後4時10分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

■出席委員

平手第二部会長、池邊委員、池本委員、佐々木委員、寺島委員、宮越委員

■議事内容

審議

「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 電波障害及び廃棄物について審議を行った。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 2 回）

速 記 録

平成 30 年 5 月 16 日（水）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 24

(午後 3 時 32 分開会)

○森本アセスメント担当課長 それでは、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日は御出席賜りましてありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、第二部会委員 11 名のうち、6 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○平手部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○平手部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構です。

ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議とその他となっております。

それでは、「京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

それでは最初に、廃棄物について事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、今、お手元にごございます青色の評価書案の 156 ページをお開きください。廃棄物でございます。

まず、現況調査でございます。

(1) 調査事項ですが、工事中に発生する建設廃棄物、あるいは建設発生土が及ぼす影響を予測・評価するため、次の事項について調査をしております。

撤去構造物及び伐採樹木等の状況、建設発生土の状況、特別管理廃棄物の状況、廃棄物の処理の状況、法令による基準などでございます。

(2) 調査地域でございます。

調査地域は、事業計画地及びその周辺地域としてございます。

それでは、157 ページをお開きください。(3) 調査方法でございます。

下の表 8.5-1 をご覧のとおり、今回の施工計画、あるいは各関係法令、あと東京都や区の行政計画について調査をしてございます。その使用した主な資料が掲載されてございます。

それでは、158 ページをお開きください。(4) 調査結果でございます。

まず、撤去構造物、伐採樹木等の状況でございますが、下の表 8.5-2 をご覧ください。

こちらは高架橋であるとか、あるいは開削トンネルが約 18,500m²、これらを初めといたしまして、跨線橋が約 500m²、あと駅のホームが約 870m² というように規模が記載してございます。

事業区域内については、今回、森林とか樹林地、緑地等はございません。

下の建設発生土の状況でございますが、表 8.5-3 をご覧ください。

こちらにございますとおり、地下部分などの掘削工事によるものが建設発生土の主なものとなってございます。

それでは、159 ページをお開きください。159 ページです。特別管理廃棄物の状況でございます。

駅などの鉄道施設において図面による調査を行っておりますが、特別管理廃棄物、いわゆる廃石綿、廃 PCB、こういったものなどは確認されなかったという状況でございます。

次の廃棄物の処理の状況でございます。

東京都建設リサイクル推進計画で定められた都の関連工事における再資源化・縮減率の実績値と目標値でございますが、下の表 8.5-4 をご覧ください。

ご覧のとおり、建設廃棄物については、平成 30 年度で 99%、平成 32 年度目標値 99% といった感じになってございます。

それでは、160 ページをお開きください。法令による基準等でございます。

こちらにございますのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、あるいは「東京都廃棄物条例」、あるいは「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律」等、法律や条例に関して書いてございます。その目的、責務について記載してございます。

そのほかに、東京都資源循環・廃棄物処理計画、あるいは東京都建設リサイクル推進計画、あと東京都建設泥土リサイクル指針といったような計画について書かれてございまして、そこに目的、あるいは目指すもの、目標などについて記載がされてございます。

それでは、161 ページをお開きください。今回の廃棄物に関する予測でございます。

まず、(1) 予測事項でございます。

まず、アといたしまして、既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法。

イといたしまして、建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法としてございます。

(2) 予測の対象時点ですが、こちらは工事の施行中としております。

(3) 予測地域ですが、こちらは事業区間としてございます。

(4) 予測方法でございます。

まず、アでございますが、既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法でございます。

また、既存構造物の解体撤去において発生する建設廃棄物については、現在の鉄道施設の施工図面から解体撤去の対象となる数量を算出しております。

また、既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土の排出量は、図面により推計をしております。

次に、イでございますが、建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法についてでございますが、こちらも建設廃棄物については仮設構造物の解体撤去を対象とし、排出量は図面により推計してございます。

また、建設工事に伴う建設発生土及び建設泥土の排出量は、図面により推計したとしてございます。

それでは、162 ページをご覧ください。(5) 予測結果でございます。

下にございます表 8.5-5、あと表 8.5-6 のほうをご覧ください。

こちらにございますのは、既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法について記載をしてございます。

今回の工事、事業に伴いまして高架橋であるとか、あるいは駅舎の解体等により発生いたしますコンクリートやアスファルト、あるいは鉄骨などについては、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込むなど、再資源化するとしてございます。また、線路などの撤去に伴い発生するレールなどについては、再利用及び再資源化するとしてございます。

なお、プラスチック、ガラスなど建設混合廃棄物、こういったものも考えられますが、関係法令を遵守し、適正に処理するとしてございます。

その下にございますけれども、建設発生土量につきましては、表 8.5-6 にありますとおり、

30,670m³と予測してございます。

建設発生土につきましては、可能な限り再利用を図り、再利用が困難な場合には東京都建設リサイクルガイドラインに示された受入地などに持ち込むなど、可能な限り有効利用に努めるとしてございます。

これらのことから、環境への負荷は低いものと予測してございます。

それでは、163 ページをお開きください。

こちらは、建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法についてでございます。

こちらは表 8.5-7、8.5-8、8.5-9 をそれぞれご覧ください。

こちらにも、先ほどの既存構造物の解体撤去と同様に、コンクリート、あるいは鉄骨などについては、やはり産廃処理業の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込むなど再資源化するとしてございます。また、レールなど、バラスト、枕木については再利用・再資源化するとしてございます。

先ほどと同じように、プラスチックなど建設混合廃棄物などの建設廃棄物、これらも関係法令を遵守し、適正に処理するとしてございます。

建設工事に伴います建設発生土の排出量、再利用率につきましては、下にございます表 8.5-8 に記載しているとおおり、39,170m³となっております。さらに表 8.5-9 をご覧いただきますと、建設泥土、この排出量、再資源化量については、排出量が 20,320m³と予測してございます。

今回の工事で出ます建設発生土は、可能な限り再利用を図り、再利用が困難な場合には都の建設リサイクルガイドラインに示された受入地に持ち込むなど、可能な限り有効利用に努めると、こちらのほうもしてございます。建設泥土は、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込み、再資源化を図るとしてございます。

これらのことから、環境への負荷は低いものと予測されるとしてございます。

それでは、164 ページをお開きください。8.5.3 環境保全のための措置でございます。

まず、(1) 予測に反映した措置でございますが、既存構造物の撤去、あるいはその後の建設工事で発生する建設廃棄物、あるいは建設発生土、あるいは建設泥土、こういったものは東京都の建設リサイクル推進計画、あるいはリサイクルガイドライン、こういったものに基づき再資源化、あるいは再利用、こういったことに努めるなどとしてございます。

(2) 予測に反映しなかった措置についてでございます。

いろいろありますけれども、まず、一番上にありますのは、TBH 工法、リバースサーキュレーション工法を道路掘削で使用し、回収された安定液、ベントナイト溶液についても、現場内で循環利用するということにより総量を削減し、発生を抑制する。

あるいは、バケット掘削により発生する掘削土のうち、れき質土及び砂質土については、掘削中に仮置き・水切りし、泥状を呈しない状態となったものは、建設発生土としてさらに有効利用すると。ただし、泥状を呈するものは建設泥土として取り扱うとしてございます。

また、プラスチックとかガラス、建設混合廃棄物などの建設廃棄物については、廃棄物の発生の抑制に努め、排出量を把握するとともに、現場内での分別解体等を行い、可能な限り再資源化に努め、困難なものについては関係法令を遵守し、適切に処理をするとしてございます。

その次ですけれども、駅などの鉄道施設において図面による調査を行った結果、特別管理廃棄物（廃石綿等）につきましては今回確認されておりませんが、解体作業時の事前調査等においてアスベスト成形板が確認された場合は、アスベスト成形板対策マニュアルに基づき、除去、運搬、処分等を適正に行うとしてございます。

また、一番最後の下に、計画・設計段階においては、建設発生土・建設廃棄物の発生抑制の計画を検討するなど、発生抑制に努めると環境保全のための措置でうたってございます。

それでは、165 ページをお開きください。

今回の事業の評価の指標なんですけれども、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、あるいは都の条例や区の条例、廃棄物に関する条例や都の建設リサイクル推進計画、都の建設リサイクルガイドライン、こういった法律や条例、行政計画、こういったものに定める事業者の責務とし、環境保全のための措置などを勘案して評価をしております。

今回、既設建造物の解体撤去及び建設工事に伴い発生する建設発生土、有効利用率の予測を99%以上、コンクリート、アスファルトなどの建設廃棄物については再資源化率などの予測を99%以上、建設泥土については再資源化率の予測を98%、金属くずについては再資源化率などの予測を83%としていることから、都のリサイクル推進計画に定める都の関連工事の目標値を達成するとしてございます。

また、計画・設計段階においては、工事の施行段階において建設廃棄物の発生抑制に努めるとしてございます。

なお、有効利用が困難な建設発生土や再資源化などが困難な建設廃棄物については、関係

法令を遵守し、適正に処理をするとしてございます。

これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに定める事業者の責務を満足するとしてございます。

説明は以上でございます。

それでは、審議資料の2ページをお開きください。

2ページでございます。

今回は、都民の主な意見及び関係区長の意見、ともにございませんでした。

項目検討について、担当委員である池本委員に項目検討のほうをお願いしたところ、今回、「意見なし」とさせていただいてございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは池本委員、何か補足することはございますでしょうか。

○池本委員 検討させていただいたところ、予測に関しましては、施工図面等をもとに割と具体的に検討されているのではないかということ。

それから、目標の設定に関しましても、東京都建設リサイクル推進計画をもとに数値目標を具体的に設定されていますので、その点に関しても妥当ではないかというように考えました。

また、保全対策の部分も、この事業に応じた形で検討されているように読めましたので、特に意見なしとさせていただいたものです。

ただ、ちょっと意見とは別のところなんですけれども、この内容を読んでいまして、例えば162ページですとか、予測結果といたしまして、表8.5-5に示しますように、排出量は具体的に検討した数字なんですけれども、再利用及び再資源化率に関しましてはリサイクル推進計画から設定した数字ということで、積み上げの予測結果ではない、ある意味目標を定めてそこに向かっていきますよというような予測になっております。

したがって、ここに対してしっかりと向かっていっていただきたいということを指導いただきたいということと、この一番下の金属くずの83%というところが若干気になりました、ひとつ前のページに戻っていただいて、159ページのリサイクル推進計画をまとめていただいています、この表の中の建設混合廃棄物の目標を使っているのだと思うのですが、これと同じ83%ということで、予測ないし目標として定めた予測値が83%ぴったりということになっておりますので、読み方によっては83%になったらそれ以上できたとしてもやめてしまうと読めてしまいますので、この部分は83%以上というようなところを目標に

していただくほうが理屈上はいいのかなというように感じました。

それから、このような予測方法も方法としてはあるとは思いますが、例えば今回、京浜急行電鉄さんであれば、私が知るだけでも、例えば金沢八景の駅前であるとか、大師線のところですか、あと蒲田のところですか、たくさん工事されているので、そういった過去の事例をもとに類似事例の予測とか、そういったものも加えていただきますと、読む側としてはさらに、何というか、納得するような評価書案になるんじゃないかなというふうに思いますので、その点も今後御検討いただけたらというふうに考えております。

以上です。

○平手部会長 事務局、どうぞ。

○真田アセスメント担当課長 今の御指摘につきまして、リサイクルの目標率、金属くず83%ということで、当然これにとどまれば、これを達成すればそれでいいんだというわけではなくて、目標値を達成するとともに、さらに上を目指していただきたいということと、あと、今まで京浜急行のほうでほかにも連立事業等を過去何件かされているので、そういったものをベースとして予測すると、なお説得力のある図書になるということで、そういったことを事業者きちんと伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

○平手部会長 それでは、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

宮越委員。

○宮越委員 162 ページの表 8.5-5 の既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物の排出量について教えていただきたいことがあるんですが、この中でこれの根拠として資料編の290 ページに表 2.3-1 で建設廃棄物の予測量みたいなのが出ていると思うんですけども、1点鉄骨等について、コンクリートとかアスファルトとか、この表と齟齬がないんですが、排出量の鉄骨等については資料編のほうは3,320tで、こっちの本編のほうは3,880tになっていて、ちょっと値が違うんですけども、これはレールとか架線柱を含むって括弧書きで書いてあるので、これを反映しているから違うという理解でよろしいのでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 今、委員がおっしゃったとおり、本編のほうは3,880tで、鉄骨等の中にレール、架線柱含むと書いてございます。一方、290 ページのほうを見ていただきますと、表 2.3-1 の鉄骨等というのが3,320tで、レールが450tでこれで3,770t、あとは架線柱を足して3,880tというふうになります。

○宮越委員 わかりました。ありがとうございます。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に追加の御意見がないようですので、廃棄物につきましては「意見なし」といたします。

次に、電波障害について事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、引き続き電波障害でございます。評価書案の 124 ページをお開きください。124 ページでございます。

まず、現況調査でございます。

(1) 調査事項でございますが、今回、テレビ電波の受信状況、鉄道施設及び列車の走行が事業区間周辺のテレビ電波の受信状況に及ぼす影響を予測・評価するためにテレビ電波の受信、送信状況、あるいは高層建築物や住宅などの分布状況、地形の状況、これらを調査してございます。

(2) 調査地域でございます。

東京スカイツリーから送信されるテレビ電波及び衛星放送電波を対象とし、供用後の鉄道施設の存在及び列車の走行による電波障害が予想される範囲としてございます。

(3) 調査方法でございます。

まず、既存資料調査についてでございますが、下の表 8.3-1 をご覧いただきますと、既存の資料による調査をしてございます。

125 ページをお開きください。現地調査でございます。

まず、126 ページの図をご覧いただきたいと思いますが、こちらに工事完了後において東京スカイツリーから送信される地上デジタル放送の電波障害が予想される範囲として、この 126 ページに記載してございます 15 地点を設定してございます。

(イ) 調査期間につきましては、平成 29 年 4 月 12 日に実施してございます。

(ウ) 調査方法でございますが、テレビ電波の受信状況については、日本 CATV 技術協会の建造物による受信障害調査要領に規定する方法に基づき、電波測定車を用いて測定してございます。受信アンテナの高さは 10m と設定してございます。

127 ページをお開きください。

先ほどの調査による結果でございますが、まず、テレビ電波の受信状況でございます。

まず、テレビ受信の画質の状況でございます。下の表 8.3-3 をご覧ください。

調査地点 15 地点 (各 8 チャンネル) のうち、広域局においては全ての地点・チャンネルにおいて○、正常に受信されておりました、県域局においては○が 12 地点、△ (ブロックノイ

ズや画面フリーズあり)、これが3地点となってございました。なお、受信不能となる×というところは、今回はございませんでした。

それでは、128 ページをご覧ください。

今度は地上デジタル放送の受信品質の状況でございますが、調査地点、先ほどの15地点(各8チャンネル)なんですが、そのうち広域局においては全ての地点・チャンネルにおいて品質評価がC、おおむね良好、あるいはCかBかAということでC以上であり、県域局においては3地点においてD、不良という評価であり、その他の地点はC、おおむね良好以上の評価という結果でございました。

それでは、129 ページをお開きください。

テレビ電波の送信状況でございますが、まず、(ア)地上デジタル放送につきましては、事業区間の北東の位置(約12km)にある東京スカイツリーから8局の地上デジタル放送が送信をされているという状況です。8局については下の8.3-5のとおりでございます。

(イ)衛星放送でございます。表8.3-6をご覧ください。衛星放送の送信状況なんですが、BS、CS(110度)のほか2つの衛星放送から送信をされているという状況でございます。

それでは、130 ページをご覧ください。130 ページ、予測でございます。

(1) 予測事項なんですが、まず、アといたしまして鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害、イといたしまして列車の走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害としてございます。

(2) 予測の対象時点ですが、工事の完了した時点としてございます。

(3) 予測地域につきましては、鉄道施設及び列車の走行による電波障害が予想される範囲としてございます。

(4) 予測方法でございます。鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害ですが、まず、(ア)地上デジタル放送につきましては、日本CATV技術協会による建造物障害予測の手引きに示す計算式により、遮蔽障害及び反射障害の範囲を予測してございます。

それでは、131 ページをご覧ください。

次に、(イ)衛星放送でございます。

こちらにつきましても同じく、先ほどの日本CATV技術協会の建造物障害予測の手引きに示す予測計算式により遮蔽障害の範囲を予測してございます。

電波の遮蔽高さ及び反射面の高さは、高架橋区間では、列車走行に起因する電波障害を考慮し、架線の高さである軌道から6mの高さとしてございます。北品川駅では、駅の高さであ

る地上 16m の高さとしてございます。

受信点の高さは、地デジについては地上 10m、衛星 2 放送については地上 2m としてございます。

次に、列車走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害につきましては、類似事例などを参考に定性的に予測をさせていただきます。

それでは、132 ページをご覧ください。予測結果でございます。

ア鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害でございます。

まず、地上デジタル放送でございます。

それでは、133 ページの図をご覧ください。こちらに遮蔽障害の予測地域をお示ししてございます。

遮蔽障害につきましては、縦に走ってございます事業区間の西側に沿った一部の地域において、高架橋の端部から広域局では最大約 35m、県域局では最大約 95m までの範囲で生じると予測されるとしてございます。

また、反射障害につきましては、事業区間の構造物の高さや反射面の大きさ、送信所との位置や高さの関係から、生じないものと予測されるとしてございます。

次に、衛星放送でございますが、こちらは 134 ページのほうをご覧ください。

今度は、遮蔽障害については、縦に走ってございます事業区間の東側において、電波到来の方向が左下にありますので、事業区間の東側において高架橋の端部から最大約 20m の範囲で生じると予測をさせていただきます。

それでは、また 132 ページにお戻りください。

列車の走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害なんですけれども、パルスノイズ障害の予測範囲は、列車が移動するということが非常に困難であるんですが、アナログ放送においては、テレビジョン学会というところの論文によると、電車が 150km/h 程度の高速走行になるとパルス雑音が増加する可能性があるとの報告がございまして、今回、事業区間の電車の設定速度は 90km/h 以下としていることから、デジタル放送はアナログ放送に比べ雑音などの妨害に強い特性から、テレビ画質に影響を及ぼすほどの障害が生じにくいと予測してございます。

次にフラッター障害なんですけど、今回、障害範囲は局所的なため定量的な予測は困難でございますが、電波強度が低下している状態で、さらに列車の走行、移動体があれば電波が遮蔽される場合に障害が起こり得ると考えてございます。

今回の遮蔽障害の予測において、遮蔽の高さは走行する列車の高さを含む架線の高さまでとしてございまして、当然ですけれども、架線の高さについてはフラッター障害を引き起こすと考えられる列車の高さより高いということから、フラッター障害が発生したとしても、遮蔽障害の範囲内におさまるものと予測されると推察してございます。

それでは、135 ページをお開きください。環境保全のための措置でございまして。

まず、(1) 工事の施行中でございます。

まず、予測に反映しなかった措置なんですけど、工事の施行中、クレーンを使わないときにはクレーンのブームを電波到来方向に平行に向けることで電波障害の発生を抑えるように配慮する、また、高架橋工事に伴い生じる遮蔽障害については、工事の進捗に応じ、適切な対策を実施するというところでございます。

また、住民からの問い合わせについては、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行うとしてございます。

次に、(2) 工事の完了後でございまして。

予測に反映した措置としては、事業の実施に伴う影響を可能な限り回避または低減するため、鉄道施設の構造及び高さに配慮してございます。

次に、予測に反映しなかった措置でございまして、電波障害が発生した場合には、アンテナ設置位置の調整、あるいはケーブルテレビによる受信対策などの対策を講じるとしてございます。

また、障害が発生すると予測した地域以外においても、本事業による影響が明らかとなった場合には適切な対策を講じるとしてございます。

また、住民からの問い合わせに対して相談受付の窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行うとしてございます。

それでは、136 ページをお開きください。評価でございまして。

評価の指標としては、テレビ電波の受信障害を起こさないこととしてございます。

まず、(1) 鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害ですが、受信障害につきまして、まず地上デジタル放送については、事業区間の西側に沿った一部の地域で広域局では最大約 35m、県域局では最大約 95m までの範囲で生じると予測され、衛星放送については、事業区間の東側で高架橋の端部から最大約 20m までの範囲で生じると予測されるとしてございます。このため、本事業による障害が明らかになった場合は、アンテナ設置位置の調整、あるいはケーブルテレビによる受信対策などの環境保全のための措置を実施するとしてございます。

また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には同様の措置を実施するとしてございます。

これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標を満足するとしてございます。

次に、(2) 列車の走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害についてでございますが、先ほどの予測の結果のとおり、パルスノイズ障害については、テレビ画質に影響を及ぼすほどの障害が生じにくいと予測してございます。

また、フラッター障害の範囲は、遮蔽障害の範囲内におさまるということが予測されるとしてございます。

これらの障害において、デジタル放送については、類似事例も少ないため定性的な評価をしております。障害が生じた場合には速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブルテレビによる受信対策などの措置を実施するとしてございます。

これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標を満足するとしてございます。

説明は以上でございます。

それでは、審議資料のほうの1ページをご覧ください。

審議資料でございます。今回、都民の主な意見及び関係区長の意見、ともにございませんでした。項目検討について担当の小林委員にお願いをしておりましたところ、検討の結果、「意見なし」とさせていただいてございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 本日、小林委員は欠席されていらっしゃいますけども、その後、何か追加の御意見等はございますか。

○真田アセスメント担当課長 特にございません。

○平手部会長 わかりました。

それでは、御質問等がございましたらお願いいたします。

宮越委員。

○宮越委員 133 ページの図 8.3-4 地上デジタル放送の電波障害予測範囲図について教えていただきたいことがあるんですけども、これを見ると、緑色のハッチで表示される遮蔽障害

予測地域、広域局について、図の中にはないんですが、ただ、文章では35m最大あると言っているんで、恐らくこれはオレンジのハッチの下に隠れてしまっているのじゃないかと思うんですけども、もしそうであるなら、今後、文章に書いてありますので特に結論は変わるものではないと思いますが。

○真田アセスメント担当課長 申し訳ございません、緑色のハッチがない、見えないということですか。

○宮越委員 はい、見えないということです。恐らくオレンジ色が強いから隠れてしまっているんですよ。

○真田アセスメント担当課長 そのとおりでございます。

○宮越委員 両方わかるようにつくってみてください。

○真田アセスメント担当課長 はい。そのように修正をいたします。

○平手部会長 よろしいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、そのほか御意見がないようですので、電波障害につきましては意見なしといたします。

本日予定いたしました審議は全て終了いたしました。ほかには何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後4時10分閉会)